答申番号:令和2年度 答申第1号

答申書

1 審査会の結論

「費用対効果の評価方法、評価・判定基準、等が分かる文書」ほか3件について、不存在を理由として不開示とした決定は、妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

(1)審査請求人の主張

審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

不開示の決定を取り消し、文書の開示を求める。

- ① 不開示と決定した文書
 - A 費用対効果の評価方法、評価・判定基準、等が分かる文書
 - B 対象とする事業・施策等の選定基準が分かる文書
 - C すでに公表された費用対効果の文書
 - D 未公表の費用対効果の文書
- ② 不開示の決定を取り消す理由

次の理由から求める文書は存在する。

おいらせ町自治基本条例(以下「町自治基本条例」という。)第29条 に「費用対効果を検証して、これを公表します。」と規定している。

厳しい財政状況に鑑み、費用対効果を検証しつつ財政運用しているはずであり、費用対効果が分かる文書が存在すると推察される。

令和2年第1回定例会での町長所信表明等から、費用対効果の検証を積極的に推進しているものと推察される。

自治推進委員会において、町自治基本条例第29条の規定を遵守し財政 運営が行われていると結論づけられている。

町ホームページにおいて、多くの事業で費用対効果の検証を実施している記述がある。

(2) 処分担当課の主張

処分担当課の主張を要約すると、以下のとおりである。

「A 費用対効果の評価方法、評価・判定基準、等が分かる文書」について

は、評価方法、判定基準等を定めていないため文書が存在しない。

「B 対象とする事業・施策等の選定基準が分かる文書」については、庁内で統一した選定基準を作成しておらず、選定基準が分かる文書が存在しない。

「D 未公表の費用対効果の文書」については、おいらせ町決算報告書を対象文書として特定できるが、本件処分時点では、おいらせ町情報公開条例第7条第6号の規定により不開示情報であるため否認する。

なお、「C すでに公表された費用対効果の文書」については、その後に開示している。

3 調査審議の経過

令和2年10月22日	諮問
令和2年11月6日	審議
令和3年1月4日	審査請求人から再反論書及び証拠書類収受
令和3年2月9日	口頭意見陳述、審議
令和3年3月3日	審議

4 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求の対象となった文書について、審査請求人及び処分担当 課の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

(1) 争点

本件における争点は文書の存否である。

(2) 具体的な理由

審査請求人は、口頭意見陳述において、費用対効果には、「効果額÷費用額 =費用対効果」の記述が必要であると主張している。

「A 費用対効果の評価方法、評価・判定基準、等が分かる文書」について、 処分担当課は、評価方法、判定基準等を定めていない、従って該当する文書が 存在しない、と主張している。存在しないのであれば開示は不可能であり、ほ かに存在を認めるに足る根拠もない。

「B 対象とする事業・施策等の選定基準が分かる文書」について、処分担当課は、決算書とともに公表している「おいらせ町決算報告書ー主要施策の成果」の作成にあたり、掲載内容は各担当課へ任せている、事業・施策等の選定にあたり庁内で統一した選定基準を作成していない、従って、対象とする事業・施策等の選定基準が分かる文書は存在しない、と主張している。対象とする事業・施策等の選定基準自体がないのであれば、これが分かる文書が存在しないことは不自然ではない。不存在とすれば開示は不可能であり、ほかに存在を認めるに足る根拠もない。

「C すでに公表された費用対効果の文書」については、最初の開示決定では「不存在(効果検証実施なし)」とされ、その後、再検討により原処分の取り消しがなされ、新たな開示決定を行っている。もっとも、審査請求人の主張する、費用対効果に必要な「効果額÷費用額=費用対効果」の記述はない。そもそも効果検証を実施していないのであれば、当初の開示決定のとおり不存在であることは不自然ではない。不存在とすれば開示は不可能であり、ほかに存在を認めるに足る根拠もない。

「D 未公表の費用対効果の文書」については、再検討において「C すでに公表された費用対効果の文書」と同様の文書が特定されたが、審査請求人の主張する、費用対効果に必要な「効果額÷費用額=費用対効果」の記述はなく、そもそも効果検証を実施していないのであれば、当初の開示決定のとおり不存在であることは不自然ではない。

(3) 結論

したがって、審査請求人が求める $A \sim D$ までのいずれの文書についても、文書の「不存在(効果検証実施なし)」を理由として不開示とした処分担当課の当初の決定は妥当である。その後、C、D に該当するとして開示された文書は審査請求人の求める「費用対効果の文書」には該当しないと思われるが、ほかに未開示の該当文書の存在をうかがわせる事情もない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、当審査会は、公開の可否について審議する機関であり、口頭意見陳述において審査請求人が「争点」とした「①「原処分の取消」の是非」、「②弁明の是非:棄却を求める事」、「③審査請求の事務手続きの遵法性」、「④審査体制・審査担当課の是非」「⑤決算報告書~主要施策の成果~」について審議する機関ではないため、それらについて判断する権限、責任を有しないことを付言する。